狭あい道路の拡幅整備について

1　概要

本市では、都市計画道路の整備や地域の要望や協力に基づいて実施する道路新設改良事業等により、道路拡幅を行っております。事業を推進する事により、交通の安全と円滑化や防災空間を確保し、市民生活の利便性・安全性・快適性の向上を図っています。これらの道路を拡幅する取組の一つとして、狭あい道路を拡幅整備する取組があります。これは、建物の建替えの機会等に合わせて、建築基準法に基づく後退用地等を寄付していただくことにより、本市が分筆などの登記や拡幅整備を行い、維持管理するものです。(建物の建替え時でない場合でも、この取組を活用することができます。) まずは、下記の連絡先までご相談ください。

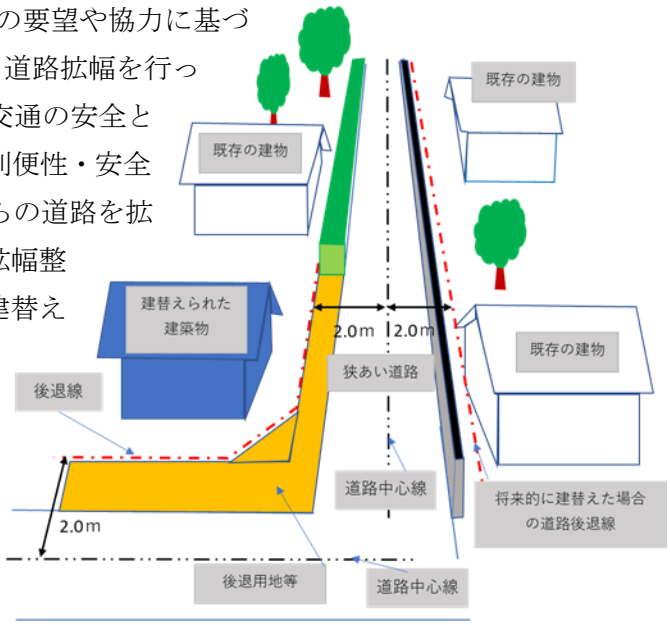

※一般的なイメージ図

2　対象敷地

本市で管理する狭あい道路に接している敷地。

3　対象者

本市が管理する狭あい道路に接して自己用建築物等の新築等を行う際に、後退用地を寄付する意志のある方。

※分譲・賃貸住宅等、営利目的の建築物を建築する場合は対象外。

※自己用建築物等とは建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築確認を要する建築物を建築主自らが建築し、かつ、使用するものを言います。

詳細はこちらからも確認できます。

◎相談連絡先

堺・西区	:西部地域整備事務所	連絡先(TEL:072－223－1600)
東・北・美原区	:北部地域整備事務所	連絡先(TEL:072－258－6782)
南区・中区	:南部地域整備事務所	連絡先(TEL:072－298－6572)